

居宅サービス事業（訪問介護）重要事項説明書

R8.6 改

事業所名 所在地	株式会社ヒューマンサービス山梨 〒400-0505 山梨県南巨摩郡富士川町長沢687番地2 代表取締役 依田 茂 巳 介護保険事業者番号 1970700082		
1 提供可能 サービスと通 常のサービス 提供地域	提供サービス	サービス提供地域	
	訪問介護 身体介護 生活援助	南巨摩郡 富士川町・身延町一部の区域 西八代郡 市川三郷町の区域 南アルプス市一部の区域	
2 事業所職 員体制	管理者以下25名（概ね） ○管理者1名 ○サービス提供責任者～専任3名 兼任1名 ○訪問介護員～専任18名 兼任4名		
3 営業日、 営業時間、 休日	営 業 日	営業時間（原則）	休 日
	年末年始の休日を除く 毎日営業	午前8時～午後5時	年末30日～年始3日
4 利用用品 利用料、利 用者負担 金、支払方 法	☐ 介護保険の適用がある場合は、利用料金の1割、2割又は3割が利用者負担となります。 利用者負担金の支払いは、現金又は利用者指定の口座引落としによります。 ☐ 訪問介護費（1割負担の訪問介護費）※特定事業所加算(Ⅱ)を含む 1 身体介護が中心である場合 ① 所要時間20分以上30分未満 268単位 ② 所要時間30分以上1時間未満 426単位 ③ 所要時間1時間以上1時間30分未満 624単位 2 身体介護に引き続き生活援助を行った場合 ① 身体介護30分生活援助30分 340単位 ② 身体介護30分生活援助60分 411単位 ③ 身体介護60分生活援助30分 497単位 3 生活援助が中心である場合 ① 所要時間20分以上45分未満 197単位 ② 所要時間45分以上 242単位 5 介護保険サービスの支給限度基準額を超えた場合の負担 介護保険の適用基準内である場合の利用者負担額は1割から3割ですが、支給限度基準額の範囲を超えたサービスは、全額が利用者の負担となります。 ※ 訪問介護費の詳細については訪問介護サービスコード表による。 ☐ 所定介護費に加算する場合 1 緊急時訪問介護加算 身体介護につき家族からの要請に基づき、緊急にサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護計画に基づかないで訪問介護を行った場合 所定介護費に100単位加算 2 初回訪問介護加算 訪問介護計画に基づいて行う、初回介護サービスについて、サービス提供責任者が自ら又は介護員に同行して行った場合 初回の月に200単位加算		

	3 生活機能向上連携加算 訪問リハビリテーション事業所などの医師、理学療法士、作業療法士といった専門職の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、その内容に従ってサービスを提供した場合 生活機能向上連帯加算（Ⅰ） 一月につき100単位加算 生活機能向上連帯加算（Ⅱ） 一月につき200単位加算 4 口腔連帯強化加算 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合 一月に1回に限り、50単位加算 5 夜間・早朝の加算 夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時～午前8時）の場合は、1回につき所定介護費の25%の加算があります。 6 特定事業所加算(Ⅱ) 所定単位数に10%加算 7 介護職員処遇改善加算(Ⅱロ) 国の施策により、介護職員の賃金改善の水準を維持するためとして、全体の介護費に26.6%の加算があります。 ※小数点以下は四捨五入 ☐ キャンセル料について 訪問介護員が訪問したところ、事前の連絡無く留守の場合、又は在宅していても利用者様のご都合で介護できなかった場合は、キャンセル料として2,000円いただきます。
5 虐待防止について	☐ 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。 （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る （2）虐待防止のための指針の整備 （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施 （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 ☐ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。 ☐ 虐待防止に関する担当者 当事業管理者 一瀬由加子
6 身体拘束について	☐ 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。 （1）緊急性、直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。 （2）非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。 （3）一時性、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

7 相談窓口、苦情の対応	☐ 当社お客さま相談・苦情担当 当事業所管理者 一瀬由加子 電話 0556-22-5995 ☐ 苦情解決に関する聞く第三者委員は設けてありませんが、当社以外に市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。 山梨県国民健康保険団体連合会 電話 055-233-9201
8 事故発生時の措置	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、しかるべく措置をとるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった措置を「事故報告書」により、すみやかに市町村に報告します。 また、利用者家族に対する連絡もすみやかに行います。 本事業所は安田火災海上保険会社の居宅サービス事業者・居宅支援事業者賠償責任保険に加入しています。
9 衛生管理	☐ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。 (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
10 非常災害対策	(1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。 (2) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
11 業務継続計画の策定等について	☐ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。 (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。 (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
12 緊急時の対応方法	利用者の主治医又は事業者の協力医療機関に連絡を行い、医師等の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。 主治医 医院名： 連絡先Tel 緊急連絡先名前： 連絡先Tel 協力医療機関 富士川病院 0556-22-3135 峡南病院 0556-22-4411 飯富病院 0556-42-2322 くつま整形外科医院 0556-22-6688 くぼた内科胃腸科医院 0556-22-0301 身延山病院 0556-62-1061

1 3 個人情報 報の保護	① あらかじめ利用目的をできるかぎり特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱います。 ② 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知公表等を行い、同意書をいただきます。 ③ 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。 ④ 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用者との間の雇用契約に誓約します。
1 4 個人の 写真の使用 についての 同意	(1) 弊社の事業紹介や取り組みを紹介する用途に限り、撮影いたしました、第三者から見てご本人様と認識できるようなご利用者の画像・写真を使用させていただきます。ご理解・ご協力をいただければ幸いです。 (使用目的は広報紙、パンフレットなどで使用させていただきます。) ※肖像などを撮影した画像・写真を使用することを、理解して同意します。 この同意により、本人または第三者から、クレームなどの異議申し立てが一切なされないことを保証します。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり上記重要事項を説明し、利用者、家族及び事業者が記名押印し、契約を締結します。

事業者 山梨県南巨摩郡富士川町長沢 6 8 7 番 2

株式会社ヒューマンサービス山梨

代表取締役 依 田 茂 巳 印

説明者 所属 訪問介護事業所 サービス提供責任者

氏名 印

サービス契約の締結にあたり上記重要事項の説明を受け、利用者、家族及び事業者が記名押印し、契約を締結します。

利用者 住所

氏名 印

連絡先 電話

家 族 住所

氏名 印

連絡先 電話

続柄